広島経済大学学則

第1章 総則

第1節 名称·所在地

(名称)

第1条 本学は、広島経済大学と称する。

(所在地)

第2条 本学本部は、広島県広島市安佐南区祇園五丁目37番 1号に置く。

第2節 目的

(目的)

第3条 本学は、教育基本法及び学校教育法に準拠し、「和を以て貴しと為す」の建学の精神及び「大学の道は明徳を明らかにするにあり」の立学の方針を教育の理想に掲げ、学術の教授研究をとおして真理の探究に専心すると共に、深い思索と共生の中で豊かな人間性を育み、正義と勤労を愛し、品格高く責任を重んじ、もって国家社会の発展に貢献し得る人材の育成を目的とする。

(自己点検及び評価)

- 第4条 前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行う。
- 2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則し、点検項目を設定するとともに適切な体制を整えて行う。
- 3 自己点検及び評価に関する必要な事項は、別に定める。 (教育内容の改善のための組織的な研修等)
- 第4条の2 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための 組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第3節 学部及び大学院

(学部・学科)

第5条 本学に経済学部を置き、経済学部に経済学科、経営学科、ビジネス情報学科、メディアビジネス学科及びスポーツ経営学科を設ける。

(学部、学科の教育研究上の目的)

- 第5条の2 経済学部は、第3条の目的を達成するため、経済 学に関する知識を授け、専攻分野の研究をとおして専門的能 力を培うと同時に、多様な経験の中で幅広い教養を身につけ、 高い実践力、行動力を持った協調性あふれる人材の育成を目 指す。
- 2 学科の教育研究上の目的は次号のとおりとする。
- (1) 経済学科は、経済学の諸領域における教育研究を行い、 専門的知識の習得を目指すと共に、論理的な思考力及び分析力を活かして、経済全体の動向を読み取り行動できる実 践的な人材の育成を目指す。
- (2) 経営学科は、経済学の基礎知識を背景に、経営学の諸領域における教育研究を行い、専門的知識の習得を目指すと共に、論理的な思考力及び応用力を活かして、適切な経営判断や企業活動のできる実践的な人材の育成を目指す。
- (3) ビジネス情報学科は、経済学の基礎知識を背景に、ビジネスにおける情報の活用に関する教育研究を行い、専門的知識の習得を目指すと共に、論理的な思考力及び問題解決力を活かして、最先端のビジネスと高度情報社会に対応できる人材の育成を目指す。
- (4) メディアビジネス学科は、経済学の基礎知識を背景に、 ビジネスと社会生活におけるメディアの役割に関する教育 研究を行い、専門的知識の習得を目指すと共に、論理的な 思考力及びメディアリテラシーを活かして、ビジネス及び 地域社会の発展に貢献できる人材の育成を目指す。
- (5) スポーツ経営学科は、経済学の基礎知識を背景に、経営学及び体育学に関する複合的かつ学際的な教育研究を行い、専門的知識の習得を目指すと共に、ビジネスマンとしての素養とスポーツマンとしての素養を併せ持ち、地域社会の

発展に貢献できる人材の育成を目指す。 (大学院研究科)

- 第6条 本学に大学院を置き、経済学研究科経済学専攻博士課程を設ける。
- 2 大学院の学則は、別に定める。

第4節 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

- 第7条 本学における経済学部経済学科、経営学科、ビジネス 情報学科、メディアビジネス学科及びスポーツ経営学科の入 学定員及び収容定員は、次のとおりとする。
 - (1) 入学定員 経済学科 330人

経営学科 310人

ビジネス情報学科 80人

メディアビジネス学科 60人

スポーツ経営学科 70人

(2) 収容定員 経済学科 1,320人

経営学科 1.240人

ビジネス情報学科 320人

メディアビジネス学科 240人

スポーツ経営学科 280人

第5節 修業年限·在学年数·進級認定·卒業認定· 学位

(修業年限)

- 第8条 本学経済学部の修業年限は、4年とする。 (在学年数)
- 第8条の2 学生は、8年を超えて在学することはできない。2 前項の規定にかかわらず、3年次進級前までの在学年数は6年までとし、6年を超えて在学することはできない。 (進級認定)
- 第8条の3 2年次の学生の3年次への進級については、進級 判定を行い、進級認定の要件を充足した者に対し、第二教授 会の審議を経て、学長が進級を認定する。
- 2 進級に関する必要な事項は、別に定める。 (卒業認定)
- 第9条 第8条に規定する期間在学し、所定の科目を履修し第46条規定の要件を充足した者に対し、第二教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。
- 2 本学に入学し3年以上在学した者が、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得した場合には、大学の早期卒業を認めることがある。
- 3 早期卒業に関する必要な事項は、別に定める。 (学位)
- 第10条 学長は、本学学部を卒業した者に対し学位を授与する。
- 2 学位に関する事項は、別に定める。

第2章 通則

第1節 学年・学期・休業日

(学年)

- 第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (学期)
- 第12条 学年は、次の2学期に分ける。
 - (1) 前学期 4月1日から9月15日まで
- (2) 後学期 9月16日から翌年3月31日まで (仕業日)
- 第13条 休業日は、次のとおりとする。ただし、学長が必要と認めたときは、休業日であっても授業又は試験を実施することができる。
 - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に 規定する休日
 - (2) 土曜日·日曜日·創立記念日(1月23日)
 - (3) 夏期、冬期及び春期休業日